

## 歯科点数等 Q & A

( 処置 )

**Q 1** 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置は、「当該外傷歯の受傷日から起算して1年を超えた場合は、算定できない。」とされているが、「受傷日」について、どのように考えればよいか。また、2024年5月以前に受傷した場合は、どのように考えればよいか。

**A 1** 患者さんが当該外傷の受傷時に、口腔内装置を算定する保険医療機関を受診した場合は当該保険医療機関の受診日、それ以外の場合は患者またはその家族から聞き取った受傷日を「受傷日」とします。また、当該外傷の受傷日から起算して1年以内であれば、受傷日が2024年5月以前であっても算定できます。

※「疑義解釈その3」問5（事務連絡2024年4月26日）

**Q 2** 外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置について、「18歳未満の患者であって、外傷歯に係る受傷から1年以内であり、暫間固定を行った患者に対し、日常生活時又は運動時等における当該外傷歯の保護を目的に製作する装置をいう。」とあるが、当該装置の印象採得時点で18歳未満の患者が対象となるのか。

**A 2** その通りです。

※「疑義解釈その4」問4（事務連絡2024年5月10日）